



第9号 ご挨拶

中国は、中核市場として企業のグローバルでの業績にますます大きな影響を与えるようになりました。その結果、単なる売上げの伸びではなく、収益性や効率に重きが置かれるようになり、グローバル企業は、中国事業の効率性の追求のため、事業部門の統合、現地パートナーの買収、サプライチェーンの統合などに取組み始めています。中国企業も、グローバル企業の最良事例を取り入れるだけでなく、さらに効率的に運用する方法を模索しています。また、業務の進め方や顧客への製品・サービスの提供方法を変えるために破壊的技術を活用している企業もあります。破壊的技術は、確立した秩序を脅かすものですが、IoT、データアナリティクス、ロボティクスなどの活用により業務の進め方が変わり、生産性の向上、品質改善、全体的なコスト削減などに大きく貢献します。

KPMG 中国 GJP 中国総代表 高部 一郎

1. 中国で事業展開するグローバル企業 (2) 効率化が進む中国での取り組み

中国のバリューチェーンの向上が進んでいるという話はよく聞かれます。これは、グローバル企業と中国の現地企業の双方が、より一層の効率化と収益性の改善にこれまで以上に注力しているということです。グローバル企業の企業所得や営業利益の鈍化を示すデータが出てきたのは2012年以降なので、まだ初期の段階ではありますが、実績の良いグローバル企業や中国の現地企業は、コストを削減し、より効率的で収益性の高いビジネスモデルを特定する方法をすでに探し出しています。最終的にはこれは中国にとって良い展開であり、次の成長の礎石を築くことになるでしょう。

少し前のレポートにはなりますが、レノボやBASF等の中国事業責任者へのインタビューで、グローバル事業展開、中国での事業展開についての両社の取組みが紹介されています。

> [全文はこちら](#) (日本語訳: みずほチャイナマンスリー2015年2月号 P.16~22に掲載)

2. 破壊的技術の兆候: テクノロジーセクター『破壊される破壊者』

テクノロジー企業はつねに変化にさらされています。次から次へと現れる新しい技術がテクノロジーセクターを破壊しつつある今、テクノロジー企業のリーダーたちが最善の選択をするためにはどうすれば良いのでしょうか? KPMGは、世界規模で実施した「破壊的技術 (Disruptive Technology)」に関する意識調査で得られた洞察を基に、テクノロジー企業のリーダーたちがどの技術を、いつ採用するかを決めるための指針となる枠組みを組み立てました。

本調査において、3分の2以上(67%)のテクノロジー企業のリーダーたちが、新しい市場への参入や新たな顧客層の獲得、より効率的なビジネスモデルの構築など、「破壊的技術は自社およびテクノロジー業界にプラスの効果をもたらしている」としている一

方で、多くのリーダーが「破壊的技術と、破壊的技術によりもたらされる様々な変化に対する準備ができていない」と回答しています。

また、今回の調査結果から多くのテクノロジー企業が、同時に様々な新しいテクノロジーに投資を行っていることがわかりました。どのテクノロジーが将来、テクノロジー企業に最大の効果をもたらすものか確信を持っていないとともに、「破壊的技術への投資に関する明確な戦略を持っていない」ということを示す中、KPMG では、今回の調査結果を踏まえて、テクノロジー企業が破壊的技術へ投資を行う際と、破壊的技術を導入する際に、テクノロジー企業のリーダーたちがとるべき 5 つの重要な行動を定義しました。

1. 破壊的技術が組織に与える影響を理解する
2. 破壊的技術への投資を企業戦略と合致させる
3. 今日のテクノロジーと明日のテクノロジーへの投資のバランスをとる
4. 投資に敏捷性を持たせる
5. 組織を変革起動に乗せる

> [全文はこちら](#) (日本語)

【ご案内】 KPMG 移転価格セミナー： 2017 年 国家税務総局 第 6 号公告「特別納税調査調整及び相互協議手続きに関する管理弁法」に関する解説 (4 月 11 日 上海、12 日 深圳、13 日 広州、17 日 北京、18 日 天津)

国家税務総局(SAT)により公布された第 6 号公告は、「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2 号文)で規定される現行の移転価格調査・無形資産・役務・相互協議手続きなどに取って変わるものとなります。ご承知の通り、中国では 2016 年に、「関連取引申告および移転価格同時文書化の管理に関する公告」(以下、「第 42 号公告」)、「事前確認制度の改善事項に関する公告」(以下、「64 号公告」)など移転価格に係る規定が相次いで公布され、今回も、OECD/G20 BEPS 行動計画を中国で実践する一連の通達の一つと考えられます。

セミナーでは、6 号公告の主要内容、日系企業に対する影響、KPMG の所見およびアドバイスについて皆様と意見交換をさせていただきます。

> [セミナー案内とお申込み](#) (日本語)

Contact us お問い合わせ先

GJP China Markets: gjpmarkets.china@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 2247](tel:+862122122247) (日本語)